

# 2020年度「市民文化活動助成」募集要項 ～みなさまの文化活動を応援します！～ **2次募集**

## 1 「市民文化活動助成」は下記の2種類です。

### ①「舞台公演等の創造普及活動事業助成」

出演料や会場費等公演本番に必要な経費への助成（赤字の一部を助成）を行います。活動の公演部分（展示会等本番部分）に対して助成します。

### ②「創造活動活性化事業助成」

講師謝金や稽古・ワークショップ実施に伴う会場費等の発表会本番日の前日以前の創造活動に必要な経費への助成（特定科目への助成）を行います。原則として、特定科目以外と発表会本番等に必要な出演料等については自己負担で賄うものとします。

## 2 助成対象となる事業・団体及び個人

(1) **対象事業** 次の項目のうち一つ以上に該当し、かつ2次募集においては⑥に該当する文化事業で、宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館をはじめ宇部市内において、2020年8月1日から2021年3月22日までの間に行う事業とします。なお、自己負担金2万円以上かつ総事業規模5万円以上の事業が対象となります。

**※新型コロナウイルス感染症への対策と予防を十二分にされ実施してください。**

**※2次募集は団体だけではなく、個人でも申請できます。**

- ① 次世代の文化を担う子どもたちや文化活動に取り組む市民の技能などの向上に確実に繋がる継続的に実施するワークショップ及びその成果発表等の開催を伴う企画性に富んだ文化事業
- ② 複数のジャンルが融合した内容で、斬新的・創造的な文化事業
- ③ 他地域ではない取り組みで、地域の住民や団体が主体となり、地域全体を上げて開催することで、地域における文化によるまちづくりを先導する特色ある文化事業
- ④ 市及び財団が重点的に取り組んでいる施策と連動・連携しようとしている文化事業
- ⑤ その他、財団が支援し、事業の定着や拡充を図っていくことが望ましい、新鮮で独創性のある文化事業
- ⑥ コロナ禍の現状を鑑み、文化・芸術を市民が享受することができ、新型コロナウイルス感染症への対応と対策を十二分にとることのできる文化事業。なお公演実施にあたっては、(公財)全国公立文化施設協会が提唱する「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を遵守し実施すること。

**※「全国劇場・音楽堂等総合情報サイト」より [https://www.zenkoubun.jp/covid\\_19/index.html](https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html)**

### (2) 対象団体及び個人

宇部市内に主たる事務所を設置し助成事業の趣旨に賛同する団体で、営利を目的とした法人を除く次の各号の一つに該当する団体及び個人。

**※当初の助成事業募集で採択された団体は応募できません。**

- ① 市民で構成されたボランティア団体、NPO法人その他市民活動団体（構成員の過半数が宇部市民であり、主たる活動拠点が市内であるものを含む。）及び個人
- ② その他財団理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた団体及び個人

出演者のプロ・アマについては問いませんが、市民文化団体等が主体的に実施するもので、営利を目的としたもの、宗教的又は政治的活動や特定の団体、市民等を対象としたものではなく、誰もが鑑賞できる文化事業であることが条件となります。1団体1事業（1つの公演又は1つの展示をいう）の応募ができます。

### 3 助成内容

#### (1) 助成金の交付〔予算の範囲内で交付します〕

- ①【舞台公演等の創造普及活動事業助成のイメージ】 \* 自己負担金が2万円以上の事業とします。  
助成対象経費の1/2以内かつ自己負担金の範囲内で上限は5万円以内です。
- ②【創造活動活性化事業助成のイメージ】 \* 自己負担金が2万円以上の事業とします。  
助成対象経費内かつ自己負担金の範囲内で上限は5万円以内です。

※「助成対象経費」「助成の制限・留意事項」等については、「『市民文化活動』助成要綱」をごらんください。

### 4 申請方法・事務手続きの流れ（募集から助成金の支払いまで）

- (1) 所定の申請書に必要事項を記載し、事業内容の分かる参考資料を添付の上、持参又は郵送してください。（提出部数：1部）
- (2) 複数の団体が一つの事業を実施する場合は、いずれか代表する1団体が申請してください。

### 5 事務手続きの流れ ～募集から助成金の支払いまで～

(1) 募集説明会 **今現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、2次募集の募集説明会は行いません。ご質問などある場合は、個別に対応します。**

(2) 申請書の提出 2020年 8月 1日（土曜日）から 2020年 8月 20日（木曜日）  
〔持参…17時まで。郵送…当日消印有効〕

(3) 審査 ① 書類審査（書面審査）  
**2次募集においては、企画案の説明（プレゼンテーション）及び委員からのヒアリングは行いません。不明な点などある場合は、個別に伺います。**  
\* 点数評価し、対象事業として適合している事業に対し点数の上位から選定します。

(4) 採択決定 ① 助成対象事業の採択決定。その後、採択決定を申請団体へ通知  
② 採択事業については当財団のホームページ等で公表  
\* 助成対象事業の内容の変更又は総額の30%を超える事業費の変更が生じたときは、事業実施までに「事業内容変更申請書」を必ず提出してください。  
\* 助成対象事業の中止等、やむを得ず取り下げを行う場合は、中止が判明次第、速やかに「助成申請取り下げ書」を提出してください。

#### (5) 事業の実施・完了 実績報告書の提出

- ① 事業完了後30日以内（2021年3月実施事業については2021年3月31日まで）に「実績報告書」「決算書」を提出

\* 『市民文化活動助成』は「事業評価」を導入しています。【取組目標】（＝助成申請書の申請事業で○をした項目）に対する【自己評価】（達成度等）をしていただくことで、今後の事業実施の指標の一助とする目的で実施しています。様式などは採択団体の方へ、直接お渡しします。

#### (6) 額の確定、請求書の提出

- ① 「実績報告書」を審査し、助成金の額を確定し「助成金交付額確定通知」で通知
- ② 「助成金交付額確定通知書」受け取り後、「助成金交付請求書」を提出

#### (7) 助成金交付確定額の振込

- ① 「助成金交付請求書」に記載の口座へ助成金を振込  
\* 当財団の事務処理の関係上、口座への振込に日数をいただくことがございます。

〔応募及び問合せ先〕 〒755-0041 宇部市朝日町8番1号 宇部市文化会館内

宇部市文化創造財団「市民文化活動助成」募集係 担当 山本・河内

電話 0836-35-3355 ファクシ 0836-31-7306 メールアドレス kikakuka@ube-bunzai.jp